

令和5年度 第2回東栄町総合教育会議

日時 令和6年2月6日(火)
午後1時30分～

場所 東栄ひだまりプラザ 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 令和5年度教育課関係主要事業の進捗状況について 資料No.1
- (2) 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価（中間報告）について 資料No.2
- (3) 令和6年度教育方針（案）について 資料No.3
- (4) 学校運営協議会について 資料No.4
- (5) その他
 - ・令和6年度主要事業（案） 資料No.5
 - ・令和6年度文化祭関連行事等の事業計画（案） 資料No.6
 - ・東栄中学校開校50周年記念事業について 資料No.7

4 閉 会

○東栄町総合教育会議設置要綱

平成 27 年 5 月 1 日 訓令第 8 号

(目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)

第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、東栄町の教育に資するため、東栄町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策に関する協議
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議

(構成員)

第 3 条 会議は、町長及び教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると考えるときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。
- 4 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると会議が認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると会議が認めるときその他公益上必要があると会議が認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、非公開となった会議の議事録を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務課で処理する。ただし、会議に関する事務を教育委員会に委任又は補助執行させる場合は、この限りでない。

(雑則)

第 9 条 この要綱の定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。